

日医発第 245 号（地 I 65）
平成 25 年 6 月 17 日

都道府県医師会長 殿

日 本 医 師 会 長
横 倉 義 武

「広告が可能な医師等の専門性に関する資格名等について」の一部改正について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、医師等の専門性に関する資格名等の広告につきまして、今般、新たに、日本精神神経学会からの届出が厚生労働大臣に受理されたことに伴い、厚生労働省医政局総務課長より各都道府県、保健所設置市及び特別区衛生主管部（局）長宛に標記の通知がなされるとともに、本会に対してもその周知方依頼がありました。

なお、本件の日本精神神経学会からの届出にあたり、本会では、別記の意見を厚生労働省に対して提出しております。

また、同通知中の団体名の表記変更がされております。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくとともに、貴会管下郡市区医師会及び医療機関に対する周知方につき、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

1. 今回意見照会のあった専門性資格について

いただいた資料を拝見する限り、厚生労働大臣告示の定める外形的な基準を満たしている点では、異存はありません。

なお、今回の意見は、日本医師会として、各専門性資格の質的な評価や保証をするものではないことをご了知ください。

2. 全般について

貴省医療広告ガイドラインQ&A（事例集）にある通り、医療機関が広告することのできるいわゆる専門性資格とは、あくまでも、各学会等が認定した資格に過ぎないのであって、厚生労働省その他の公的機関が認定するものではありません。

今後も、届出が行われる資格のみならず、既に届出が受理されている資格についても、適法ではない広告をしている医療機関や広告媒体に対し、適切な対処を図るべきであります。

3. 専門性資格について

学会等が、それぞれの専門性資格制度を通じて各医療従事者の研鑽や資質の向上を図ることには異存はありません。

しかしながら、医療従事者の確保など地域医療を守る立場から、専門性資格を、診療報酬体系を含む諸制度に位置づけるような政策が講じられることには反対いたします。